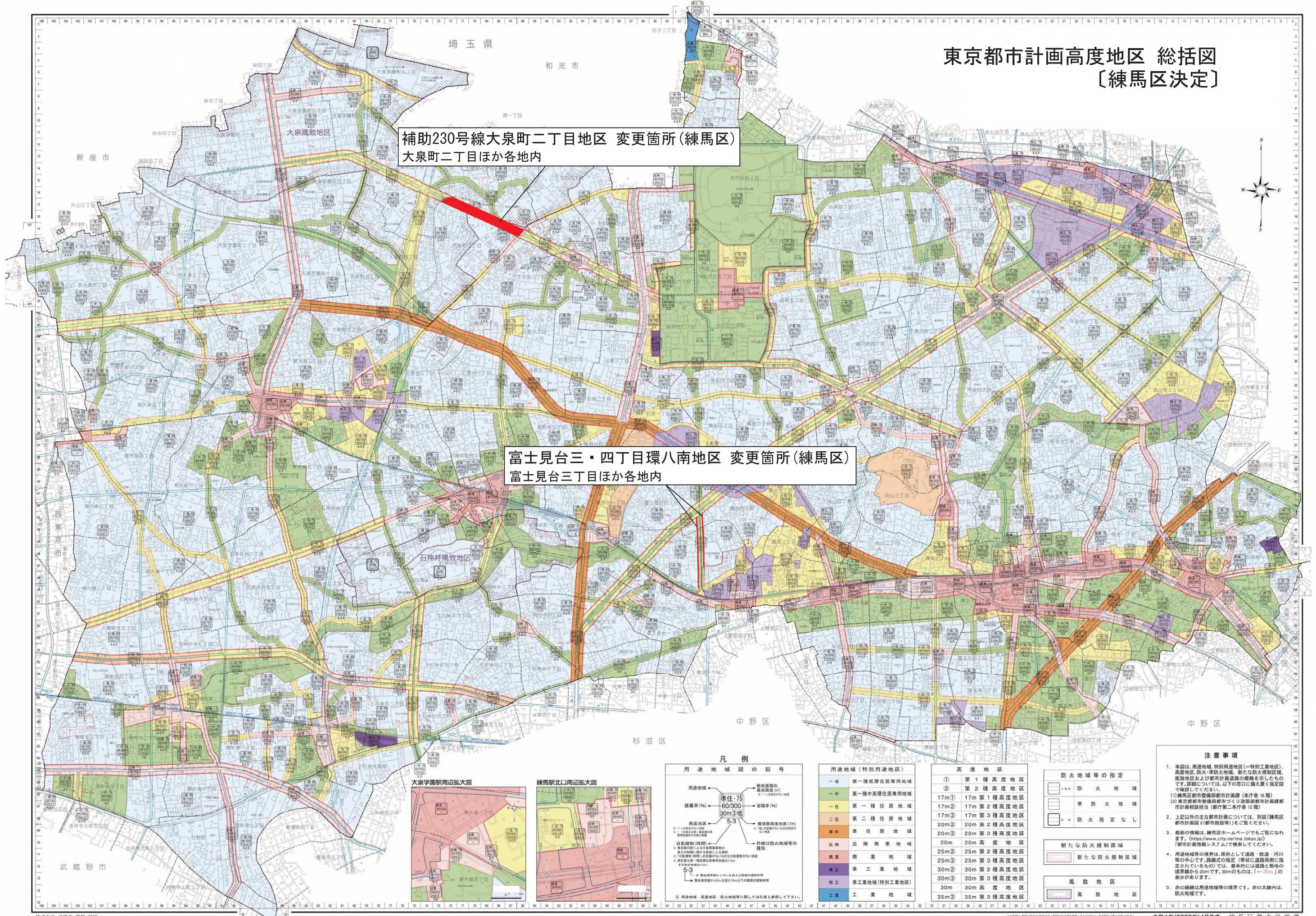


# 東京都市計画高度地区 総括図 〔練馬区決定〕

補助230号線大泉町二丁目地区 変更箇所(練馬区)  
大泉町二丁目ほか各区内

富士見台三・四丁目環八南地区 変更箇所(練馬区)  
富士見台三丁目ほか各区内



**凡例**

用途地域 記号

用途地域 第一種低層住居専用地域  
第一種中高層住居専用地域  
第一種住居地域  
第二種住居地域  
準住居地域  
近隣商業地域  
商業地域  
準工業地域(特別工業地区)  
工業地域

高度地区  
① 第1種高度地区  
② 第2種高度地区  
17m① 17m第1種高度地区  
17m② 17m第2種高度地区  
17m③ 17m第3種高度地区  
20m① 20m第1種高度地区  
20m② 20m第2種高度地区  
20m③ 20m第3種高度地区  
25m① 25m第1種高度地区  
25m② 25m第2種高度地区  
25m③ 25m第3種高度地区  
30m① 30m第1種高度地区  
30m② 30m第2種高度地区  
30m③ 30m第3種高度地区  
35m① 35m第1種高度地区  
35m② 35m第2種高度地区  
35m③ 35m第3種高度地区

防火地域等の指定  
■■■ 防火地域  
■■ 準防火地域  
■ 防火指定なし

新たな防火規制区域  
■■■■ 新たな防火規制区域

風致地区  
■■■■ 風致地区

- 注意事項**
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご来庁いただくかご確認ください。
    - (1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
    - (2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画情報担当(都庁第二本庁舎12階)
  - 上記以外の主要都市計画については、別図「練馬区都市計画図」(都市施設等)をご覧ください。
  - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)「都市計画情報システム」でも検索してください。
  - 用途地域等の境界は、原則として道路、鉄道、河川等の中心線、路線式の指定(帯状に道路側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「-30m」の表示があります。
  - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。

